

各就労支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労支援事業における在宅サービス
提供の取扱いについて (通知)

日頃より本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご尽力いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今後、障害福祉サービス等利用者
に対する在宅でのサービス提供の必要性が高まることが想定されます。

そのため、本市の就労支援事業所における在宅でのサービス提供につきまして、次のとお
り取り扱うこととしますので、ご確認をお願いします。

なお、本取扱いにつきましては、本市指定事業所を対象としたものであること、また今
後、国から新たな方針等が示された場合は変更となる場合があることについて、あらかじめ
ご了承ください。

1 本通知の対象サービス

就労移行支援、就労継続支援 (A 型、 B 型)

2 取扱い期間

令和 2 年 4 月 1 日 (水) から一定期間

取扱いを終了する場合は、再度通知いたします。

3 在宅でのサービス提供の要件

在宅でのサービス提供を行う際は、下記の ~ をすべて満たしてください。

在宅でのサービスが必要であると認められ、かつ、利用者が希望していること

事業所の判断のみで利用者全員に在宅でのサービス提供を強要しないこと。

作業活動等が利用者の知識及び能力の向上を目的としたものであること

1 日 2 回以上、訪問又は電話連絡により、助言又は進捗状況の確認等の支援を行い、か

つ、その内容や時間等を記載した日報を利用者ごとに作成すること

緊急時には利用者の居宅を訪問する等の対応ができること

月末に訪問又は電話連絡により訓練目標に対する達成度の評価を行うこと

4 報酬請求について

○基本報酬について

事業所でサービス提供した場合と同区分の報酬を算定する。

○加算について

次表のとおりとする。

加算区分	該当する加算の例	取扱い
体制加算	福祉専門職員等配置加算、 就労支援関係研修修了加算、 賃金向上達成指導員配置加算、 目標工賃達成指導員配置加算 他	加算の要件を満たしている場合は、在宅でのサービス利用者への算定を可とする。
実績加算	食事提供体制加算、 送迎加算、 訪問支援特別加算、 施設外就労加算 他	在宅でのサービス利用者に対して、加算の要件となる支援を行っていない場合は算定できない。

5 留意点等

他市町村が支給決定している利用者については、当該市町村に在宅でのサービス利用の可否及び報酬の取扱いについて、確認すること。

以 上

< 問い合わせ先 >

【指定基準に関すること】

健康福祉局地域包括ケア推進部

福祉基盤課 指定・育成班

0 4 2 - 7 0 7 - 7 0 4 6

【請求事務に関すること】

健康福祉局地域包括ケア推進部

高齢・障害者支援課 障害認定・給付班

0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 7 2